

(公社) 全日本小品盆栽協会 「認定会」 規程

第 1 章 目的及び対象

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会（以下、当協会と称する）が「定款」第 5 条に定める事業を展開し、定款第 4 条の目的を果たすために重要な役割を持つ会員の育成を図ることを目的にして定めるものである。

(対象)

第 2 条 「認定会」として認定する対象は、当協会の定款第 4 条及び第 5 条に賛同し、本規程に同意をする任意の団体である小品盆栽愛好会（各自の会の固有名称を称する）とする。

(運営方法)

第 3 条 当協会の認定した「認定会」の運営は各「認定会」が自主的に行い、当協会の同一法人として直接の管理下に置かれるものではない。

第 2 章 認定会の条件

(条件)

第 4 条 認定の条件は次の各号をすべて満たしていること。

- 1) 新規に認定する場合は、当協会の正会員が 3 名以上加入していること
- 2) 当協会の正会員と当協会の正会員でない会員（以下、非協会員 と称する）の合計が 10 名以上であること
- 3) 認定会員の育成を図り、当該地域に小品盆栽の普及を図る活動を通して、将来、当協会の正会員を 10 名以上在籍する事を目標としていること
- 4) 「認定会」会員名簿を、毎年 3 月末日までに当協会に提出すること
- 5) 当協会の認定講師が加入していることが望ましいこと

(旧協会支部の認定会承認)

第 5 条 旧（社）全日本小品盆栽協会の支部は認定会として認定するものとする。ただし、第 4 条 2 号から 5 号の条件を満たすよう運営を図ることとする。

(認定会の認定)

第 6 条 「認定会」の認定を希望する小品盆栽愛好会は、第 4 条の条件を満たすことを確認し、当協会支部に申請する。当協会は必要な手続きの後、「認定会」条件を満たしていることを確認したとき、「認定証」を交付する。

(「認定会」の義務)

第7条 「認定会」は小品盆栽の普及発展及び人材育成に努力するものとする。

- 2 「認定会」に所属する当協会の会員は、「認定会」の発展に積極的に寄与し、非協会員の指導、育成を図るものとする。

第3章 当協会の認定会に対する援助

(協会ブログの使用援助)

第8条 「認定会」の発展を援助するため、当協会のホームページに各「認定会」独自のブログを設け、「認定会」の広報を自主的に実行することを認める。

(助成金の支給)

第9条 「認定会」の小品盆栽普及活動に資するため、「認定会」に所属する当協会の正会員の人数に応じ年会費の10%を助成金として支給する。ただし、前年度の「助成金使途報告書」が未提出の認定会は支給を保留とする。なお、6月末日までに提出された場合は助成金の支給を再開するものとする。

- 2 「認定会」は、当協会から支給を受けた助成金を「認定会」の小品盆栽普及活動に使用し、その「助成金使途報告書」を本協会宛に提出する。なお、使途計算期間は毎年4月1日～翌年3月31日とする。提出先は当協会支部長宛とする。
- 3 「認定会」に所属する当協会の正会員の人数が3名以下となった場合、及び6月末日までに「助成金使途報告書」が提出されなかった場合は、助成金の支給を停止するものとする。

(認定講師の派遣)

第10条 「認定会」の会員育成を目的とする講習会に当協会の認定講師1名を一年に1回派遣する。但し、講師の旅費・宿泊費は「認定会」の負担とする。

(名義使用の許可)

第11条 「認定会」の開催する展覧会、講習会に当協会の名義の使用を許可する。

- 2 名義使用に際しての表現は「(公社)全日本小品盆栽協会 認定 ○○○会主催」とする。あるいは「後援 公益社団法人全日本小品盆栽協会」と記載して良い。

(非協会員に対する特典)

第12条 「認定会」に所属する非協会員に対し下記の特典を与える。

- 1) 雅風展を除く「雅展」に出展の権利を1回与える。但し、元協会正会員は除く。申請は会長が申請書を支部長に提出し、「雅展」実行委員会で協議の上承認する。

第4章 その他

(認定会の協会窓口)

第13条 「認定会」を担当する当協会の窓口は、「認定会」の所在地に属する当協会の「支部」がこれに当たる。

- 2 当協会各支部が「認定会」から受けた総ての書類は当協会「認定会連携部」(事務局)を経由し、事業本部長に提出する。
- 3 事業本部長は署名捺印し当協会本部に提出する。
- 4 当協会支部の管轄都道府県は下記の通り。
 - 1) 関東支部 北海道、東北6県、甲信越3県、関東6県、東京都、静岡県
 - 2) 東海支部 愛知県、三重県、岐阜県
 - 3) 関西支部 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
中国2県(山口県、広島県を除く)、四国4県
 - 4) 北陸支部 富山県、石川県、福井県
 - 5) 九州支部 九州7県、沖縄県、山口県、広島県

(使用様式)

第14条 「認定会」が当協会との行事の交信に使用する資料と様式は次の通りとする。

- 1) 認定申請書(様式3-2B)
- 2) 会員名簿一覧表(含・非協会員)(様式3-2C)
- 3) 認定講師派遣申請書(様式5-5A)
- 4) 講習会開催計画書・講習会開催報告書(様式5-5B)
- 5) 助成金使途報告書(様式3-2A)

(細則)

第15条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議して別に定める。

附則： 旧(社)全日本小品盆栽協会の認定制度移行に同意した支部は「認定会」認定申請書の提出手続きは不要とする。

また、旧(社)全日本小品盆栽協会に在籍する当協会正会員は、公益社団法人全日本小品盆栽協会の正会員としての権利を継続留保する。

- 2 この規程は、平成23年4月1日公益法社団設立登記をもって施行する。
- 3 この規程は、平成25年5月26日より改訂施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日より改訂施行する。
- 5 この規程は、令和3年4月1日より改訂施行する。
- 6 この規程は、令和4年5月31日より改訂施行する。